

建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準の一部を改正する基準

建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
第1 [略]	第1 [同左]
第2 [略]	第2 [同左]
第3 [略]	第3 [同左]
第4 バリアフリー法に基づく許可 バリアフリー法に基づく許可を受けることができるものは、次に掲げるところによるものとする。	第4 [同左] [同左]
1. 対象建築物又はその部分 [(1) (2) (3) 略] <u>(4) 建築物に車椅子使用者が到達するところができる車椅子使用者便所（平成18年国土交通省告示第1496号に適合するものに限る。以下同じ。）を設けるもの（上記（1）から（3）に掲げるものを除く。）</u>	1. [同左] [(1) (2) (3) 同左] [新設]
2. 対象施設 (1) 特別特定建築物	2. [同左] (1) [同左]

主として高齢者、障害者等及び不特定かつ多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの又はそれ以外の建築物特定施設及び病室等に設置される建築物特定施設で、国土交通省告示第 1481 号第 2 <u>第 1 号から第 5 号</u>までに掲げる基準に適合するもの。 (2) 特別特定建築物を除く特定建築物 多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの又はそれ以外の建築物特定施設及び住戸等に設置される建築物特定施設で、国土交通省告示第 1481 号第 2 <u>第 1 号から第 5 号</u>までに掲げる基準に適合するもの。 (3) 特定建築物以外の建築物 特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設で国土交通省告示 1481 号第 2 <u>第 1 号から第 5 号</u>までに掲げる基準のいずれかに適合するもの。 <u>(4) 第 4.1 (4) に掲げる建築物</u> <u>当該建築物に設置される車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者便房。</u> <u>(5) その他</u>	主として高齢者、障害者等及び不特定かつ多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの又はそれ以外の建築物特定施設及び病室等に設置される建築物特定施設で、国土交通省告示第 1481 号第 2 <u>の 1 から 5</u>までに掲げる基準に適合するもの。 (2) [同左] 多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの又はそれ以外の建築物特定施設及び住戸等に設置される建築物特定施設で、国土交通省告示第 1481 号第 2 <u>の 1 から 5</u>までに掲げる基準に適合するもの。 (3) [同左] 特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設で国土交通省告示 1481 号第 2 <u>の 1 から 5</u>までに掲げる基準のいずれかに適合するもの。 [新設] (4) その他
---	--

建築物の規模、用途などに応じて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように配慮したことにより床面積が増加したもの。 3. [略] 4. 容積の割増し対象部分 次に定める数値を超える床面積（バリアフリー法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積を除く。）、病院に設けられる機能訓練室（40 平方メートルまで）、病院に設けられる食堂（1 病床につき 1 平方メートルまで）及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設等の部分の床面積を対象とする。 (1) [略] ① 廊下等 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号 <u>第 1 号</u>に定める数値。 ② 階段 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号 <u>第 2 号</u>に定める数値。 ③ 傾斜路 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号 <u>第 3 号</u>に定める数値。ただし、2,000 平方メートル以上の特別特定建築物に設置される同告示三表の（三）項に該当する傾斜路にあっては、同表の（二）	[同左] 3. [同左] 4. [同左] [同左] (1) [同左] ① [同左] 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号<u>二</u>に定める数値。 ② [同左] 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号<u>二</u>に定める数値。 ③[同左] 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号<u>三</u>に定める数値。ただし、2,000 平方メートル以上の特別特定建築物に設置される同告示三表の（三）項に該当する傾斜路にあっては、同表の（二）項に定める
---	--

項に定める数値。 ④ 便所（車椅子使用者用便房に係る部分に限る。） 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号第 4 号に定める数値。 ⑤ [略] ⑥ 駐車場（車椅子使用者用駐車場施設に係る部分に限り、令第 2 条第 1 項第 4 号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫等の部分の床面積を除く。） 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号第 5 号に定める数値。ただし、2,000 平方メートル以上の特別特定建築物に設置される駐車場にあつては、21.00 平方メートルとする。 ⑦ <u>劇場等の客席（誘導基準適合車椅子使用者用部分であるものに限る。）</u> <u>平成 18 年国土交通省告示第 1490 号第 6 号に定める数値。</u> （2）住戸に設置される建築物特定施設 ① [略] ② 階段 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号第 2 号表の（四）項に定める数値 ③ 傾斜路	数値。 ④便所（車いす使用者用便房に係る部分に限る。） 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号四に定める数値。 ⑤同左 ⑥駐車場（車いす使用者用駐車場施設に係る部分に限り、令第 2 条第 1 項第 4 号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫等の部分の床面積を除く。） 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号五に定める数値。ただし、2,000 平方メートル以上の特別特定建築物に設置される駐車場にあつては、21.00 平方メートルとする。 [新設] （2）[同左] ① [同左] ② [同左] 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号二表の（四）項に定める数値 ③ [同左] 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号
---	---

平成 18 年国土交通省告示第 1490 号 <u>第 3 号表</u> (三) 項に定める数値 ④ 便所 (国土交通省告示第 1481 号第 2 <u>第 4 号</u>イからハまでに掲げる基準に適合する便所の便房に係る部分に限る。以下同じ。) 1.00 平方メートル ⑤ [略] (3) 病室等に設置される建築物特定施設等又は特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設等 ① [略] ② 階段 平成 1 8 年国土交通省告示第 1490 号 <u>第 2 号表</u>の (四) 項に定める数値 ③ 傾斜路 平成 1 8 年国土交通省告示第 1490 号 <u>第 3 号表</u>の (三) 項に定める数値 ④⑤ 略 ⑥ <u>診療所の病室</u> <u>患者 1 人当たり 4.30 平方メートル</u> <u>(4) 車椅子使用者が到達することができ</u> <u>る車椅子使用者便房 ((1) から (3)</u> <u>に該当するものを除く。)</u> <u>車椅子使用者が到達することができ</u> <u>る車椅子使用者便房ごとに 1.00 m²を</u> <u>超える床面積の合計</u> 第 5 [略]	<u>三表</u>の (三) 項に定める数値 ④便所 (国土交通省告示第 1481 号第 2 <u>第 4</u>イからハまでに掲げる基準に適合する便所の便房に係る部分に限る。以下同じ。) [同左] ⑤ [同左] (3) [同左] ① [同左] ② [同左] 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号<u>二</u> 表の (四) 項に定める数値 ③ [同左] 平成 18 年国土交通省告示第 1490 号<u>三</u> 表の (三) 項に定める数値 ④⑤ [同左] [新設] [新設] 第 5 [同左]
--	---

第 6 〔略〕 第 7 〔略〕 第 8 〔略〕	第 6 〔同左〕 第 7 〔同左〕 第 8 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この基準は、令和~~7-5~~年~~6-10~~月 1 日から実施する。